平成２８年（フ）第１４４６号
大阪市大正区泉尾２丁目７番７－904号
債務者　西山　奈未
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５６５号
大阪府守口市佐太中町４丁目６番６－106号
債務者　片山　啓二
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７３６号
大阪市東成区東小橋３丁目８番18号
債務者　松村　　修
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７５９号
大阪市住吉区大領５丁目４番３号
債務者　木村寿美子
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２号
岐阜県可児市今渡2596番地１　グリーンサイドＣ－102
債務者　ペレイラ　バルタザルこと　ＳＡＭＰＡＩＯ　ＰＥＲＥＩＲＡ　ＢＡＬＴＡＺＡＲ　ＮＥＣＬＩＥＵＸ
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第６３号
兵庫県伊丹市行基町３丁目150番地　ヴィレッジ「京」306号
債務者　澤本　健二
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
佐賀県西松浦郡有田町本町丙1497番地48
債務者　石丸美代子（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１５２号
熊本県宇城市松橋町松橋1520番地１　築切団地ムギ棟311号
債務者　青木ゆかり
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２３号
三重県名張市つつじが丘北１番町36番地、前住所三重県名張市桔梗が丘西６番町２街区60番地
債務者　山本　満浩
1　決定年月日時　平成28年５月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第３８号
三重県四日市市白須賀３丁目４番３号
債務者　松田　典久
1　決定年月日時　平成28年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
三重県四日市市大井手１丁目５番15号　大井手ガーデンテラスＢ－２Ｃ
債務者　坂口　　卓
1　決定年月日時　平成28年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
滋賀県長浜市宮司町864番地　Ｐ－ＳＰＡＣＥ201号室
債務者　中村　英明
1　決定年月日時　平成28年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
滋賀県長浜市宮司町864番地　Ｐ－ＳＰＡＣＥ201号室
債務者　中村由紀子
1　決定年月日時　平成28年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
愛媛県松山市西長戸町260番地１
債務者　大西　　修
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６７号
福岡県小郡市大崎792番地１　タウン大崎203号
債務者　平川　雅康
1　決定年月日時　平成28年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１３３号
埼玉県越谷市東越谷１丁目15番地２　ウッディパレス東越谷203
債務者　荻沢　久子
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係